

事務連絡
平成30年2月27日

各都道府県財政担当部
各都道府県公共施設マネジメント担当部
各都道府県市区町村担当部
各指定都市財政担当局
各指定都市公共施設マネジメント担当局

} 御中

総務省自治財政局 調整課
地方債課
財務調査課

公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）については、本日、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月27日付け総財務第28号総務省自治財政局財務調査課長通知）を通知したところですが、今後、各地方公共団体において、同通知により改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「改訂指針」という。）に基づき、総合管理計画の推進のための取組を実施するに当たっては、下記のことにご留意ください。

各都道府県及び各指定都市におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本事務連絡について速やかにご連絡いただき、その趣旨を周知されますようお願いいたします。

記

第一 改訂指針に基づく総合管理計画の策定・改訂等について

一 総合管理計画の推進体制等について

- 1 総合的かつ計画的に公共施設等を管理することができるよう、全庁的な取組体制について総合管理計画に記載することとしているが、総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。具体的には、公共施設等の情

報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けるなどが想定されること。(第一 二 (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 関係)

- 2 総合管理計画の進捗管理を着実にを行うため、PDCAサイクルの推進方針を総合管理計画に記載することとしているが、総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。(第一 二 (5) PDCAサイクルの推進方針 関係)

二 総合管理計画の充実について

- 1 総合管理計画については、中期的な取組の方向性を明らかにするものであるが、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。(第二 二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実 関係)
- 2 総合管理計画に記載すべき事項について、現在の総合管理計画に記載していない地方公共団体においては、記載事項について検討を行い、内容の充実を図ることが望ましいこと。特に、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやその財源、数値目標等については、総合管理計画の進捗状況等を評価しながら効果的に対策を推進していくために重要であることから、まだ定めていない場合には、速やかに検討を行うこと。
- 3 公共施設等の現況及び将来の見通しの一項目として、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを総合管理計画に記載することとしているが、経年や団体間の比較可能性を高める観点から、30年程度以上の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに示すことが望ましいこと。

また、当該団体としての現状や課題に対する基本認識を検討するためにも、中長期的な経費の見込みに対し充当可能な地方債・基金等の財源の見込みについても、総合管理計画に記載することが望ましいこと。

具体的には、各地方公共団体においては、別紙1「中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(例)」を参考に、中長期的な経費の見込み等を総合管理計画に記載すること。

なお、中長期的な経費の見込みを含めた総合管理計画の改訂状況等については、各地方公共団体の毎年度末の状況を調査・公表する予定として

いること。

(第一 一 (3) 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等 関係)

- 3 総合管理計画において、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の一つとして、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載することとしているが、ユニバーサルデザインの具体的な内容については、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)において、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方が示されているところであり、この考え方を踏まえたものとする。 (第一 二 (4) ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針 関係)

三 その他

- 1 総合管理計画の対象には、地方公共団体が更新費等の負担を負うことが見込まれる地方独立行政法人の施設等も含まれること。
- 2 個別施設計画の進捗管理に際しては、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめた平成 29 年 4 月 1 日時点における個別施設計画の策定状況(別紙 2)も参照されたいこと。
- 3 総合管理計画策定に係る基本的な Q & A (最終更新:平成 27 年 6 月 30 日)を別紙 3 のとおり改正したが、今後も随時更新の上、総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>) に掲載していくので、参照されたいこと。
- 4 総合管理計画の記載事項である耐震化の実施方針に係る具体的な取組について、災害対策本部機能や災害時の業務継続性の確保の観点からの検討に資するよう、本庁舎が未耐震の市区町村の状況調査の結果(別紙 4)を添付しているため、参照されたいこと。

第二 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置等について

一 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について

改訂指針第三・五において、総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について記載しているが、総合管理計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を更に推進するため、公共施設等適正管理推進事業債については、次のとおり平成 30 年度から拡充することとしていること。

ア 長寿命化事業の対象として、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道、義務教育施設を追加

イ 公共施設等適正管理推進事業債の対象として、公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業を対象としたユニバーサルデザイン化事業を新たに追加

ウ 財政力が弱い地方公共団体であっても必要な取組を着実に推進できるよう、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業及びユニバーサルデ

サイン化事業について、財政力に応じて交付税措置率を引上げ（最大50%）

二 その他

公共施設等適正管理推進事業債の活用にあたっては、インフラ長寿命化基本計画の内容（※）を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が記載された同種・類似の計画（例：既に策定済みの施設整備計画や統廃合計画等）をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の計画の策定単位は、対象施設の一部の施設ごとであっても差し支えないこと。

※ インフラ長寿命化基本計画（抄）

各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。

（問合せ先）

＜第一 改訂指針に基づく総合管理計画の策定・改訂等について＞

・全体について

総務省自治財政局財務調査課

担当： 坂本理事官、伊地知主査 TEL 03-5253-5647

・中長期的な経費の見込みについて

総務省自治財政局財務調査課

担当： 坂本理事官、星事務官 TEL 03-5253-5647

・ユニバーサルデザイン化の推進方針について

総務省自治財政局財務調査課

担当： 大宅課長補佐、宮野係長 TEL 03-5253-5647

・本庁舎が未耐震の市区町村の状況調査の結果について

総務省自治財政局地方債課

担当： 尾崎理事官、西林係長 TEL 03-5253-5629

＜第二 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置等について＞

・長寿命化事業について

総務省自治財政局調整課

担当： 橋課長補佐、眞木主査 TEL 03-5253-5619

・ユニバーサルデザイン化事業について

担当： 大宅課長補佐、宮野係長 TEL 03-5253-5647